

2023年7月31日

さいたま市人事委員会
委員長 白鳥 敏男 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 北村 純一

さいたま市教職員組合
執行委員長 大澤 博

適切な民間調査に基づく勧告等に関する要求書

日ごろ、さいたま市職員・教職員の賃金・労働条件の改善に向けてご尽力いただいていることに、敬意を表します。

昨年度より続く物価高騰は依然として厳しく、実質賃金は低下し、私たちの生活を苦しめています。その原因は、アベノミクスによる異次元の金融緩和によって引き起こされた異常な円安が物価高騰を引き起こし、ウクライナ情勢も物価高騰に影響を与えました。今年の春闘で民間企業の賃上げ率は3%を超えるものとなりましたが、春闘の賃金改善では物価高騰に追い付かず、労働者の実質賃金は低下し続けています。

上部組織の全教（全日本教職員組合）が2022年に行った教職員勤務実態調査では、校内での時間外勤務と「持ち帰り」を含めた時間外勤務の合計は、全職種の平均で1ヶ月あたり86時間24分と、厚生労働省の「過労死ライン」を超えています。

貴委員会が労働基本権制約の代償機関としての役割を発揮し、多数の「未配置・未補充」状態の解消、長時間過密労働の改善、実質賃金改善につながる賃金の大幅改善につながる勧告を出されるよう、下記のとおり要求します。

記

- 1 給与決定の根本基準である生計費の原則にのっとり、私たちの給与を大幅に引き上げること。また、昨年的人事院「報告」で表明された「アップデート（給与制度の整備）」の名による給与削減を行わないこと。
- 2 民間給与実態調査における比較企業規模や比較における対応関係を従前の方法に戻すこと。

- 3 高齢層の教職員の給与が昇給停止となっている実情を改めて、職員のモチベーション等が維持できるようにすること。
- 4 定年引上げ及び再任用等について
 - (1) 定年延長にともなう高齢層の給与水準は、生活保障の観点から同一労働同一賃金の原則を踏まえること。月例給、特別給を60歳前と同等とすること。
 - (2) 現行再任用者については定数外とすること。少数職種も含め本人の希望に応じた勤務形態を選択できるようにすること。
 - (3) 定年引上げによる新規採用者の抑制が起こらないよう新規採用者を継続的に採用し、人員増も含めた定員管理を行うこと。
 - (4) 現行再任用者に扶養手当、住居手当を支給すること。
 - (5) 高齢期職員が安心して働き続けることができるように、高齢者部分休業制度を創設し、安心して取得できる環境整備と制度運用を行うこと。
- 5 時間外勤務について
 - (1) 36協定締結が必要な職場に対して、協定の適切な締結や協定の遵守状況を把握すること。また、問題がある場合には、その改善と再発防止に向けた措置を行うこと。
 - (2) 教育職員の「1年単位の変形労働時間制」は、長時間労働の解消にはつながらずに導入すべきでないことに言及するとともに、抜本的な業務負担軽減と独自予算で教職員を増やす勧告を行うこと。
 - (3) 今日の教職員の長時間労働を解消するために、時間外手当を支給できないとした「給特法」改正について言及すること。
- 6 会計年度任用職員の賃金水準や休暇制度等は、正規職員と均等待遇とするよう勧告に反映すること。とりわけ、一時金の勤勉手当支給や病気休暇の有給化について言及すること。
- 7 教職員の長時間労働の解消と教育力の向上のために、教職員の「未配置・未補充」解消に言及すること。また、保護者や市民から期待も高い「少人数学級の実現」「給食費の公費負担」についても言及すること。
- 8 多忙化解消および負担軽減の観点から、妊娠者や病休取得者に配慮した制度について言及すること。